失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２７年（家）第５５１号
札幌市東区北34条東４丁目１－７　ニュバレー101
申立人　新谷　憲治
本籍北海道寿都郡寿都町字磯谷町島古丹85番地、最後の住所北海道磯谷郡磯谷村大字島古丹村字島古丹19番地
不在者　新谷　孝司
昭和３年７月20日生
届出期間満了日　平成28年４月26日
函館家庭裁判所

平成２７年（家）第６００号
青森市奥野２丁目16番13号
申立人　脇川　慶子
本籍青森市奥野２丁目134番地５、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　脇川　芳文
昭和10年11月28日生
届出期間満了日　平成28年４月22日
青森家庭裁判所

平成２７年（家）第７５６号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺２丁目１番22号
申立人　中田　美輝
本籍千葉県旭市飯岡1843番地、最後の住所千葉県旭市飯岡3393番地
不在者　松田　健一
昭和39年10月21日生
届出期間満了日　平成28年４月30日
千葉家庭裁判所八日市場支部

平成２７年（家）第６５０３号
神奈川県厚木市恩名４丁目４番10号
申立人　安藤　光子
本籍東京都渋谷区笹塚３丁目25番地、最後の住所東京都渋谷区幡ケ谷３丁目３番１号あけぼの荘202
不在者　佐味南十子
昭和７年３月30日生
届出期間満了日　平成28年４月25日
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第２９３０号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷300番地８
申立人　関口　良一
本籍神奈川県茅ヶ崎市浜之郷300番地８、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市浜之郷300番地８
不在者　関口　惠子
昭和22年11月20日生
届出期間満了日　平成28年５月６日
横浜家庭裁判所

失踪宣告

平成２７年（家）第１５２号
本籍北海道室蘭市入江町無番地、最後の住所北海道室蘭市入江町無番地
不在者　平山　英夫
昭和８年７月13日生
平成27年12月25日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

平成２７年（家）第１５３号
本籍北海道室蘭市入江町無番地、最後の住所満州國牡丹江省寧安縣東京城街海浪保線官舎
不在者　平山富美子
昭和18年８月14日生
平成27年12月25日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

平成２７年（家）第１１４号
本籍福島県郡山市石渕町８番、最後の住所福島県郡山市石渕町８番12号
不在者　五十嵐　香
昭和41年８月５日生
平成27年12月25日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

平成２７年（家）第８８２号
本籍埼玉県さいたま市南区大字太田窪2306番地３、最後の住所埼玉県浦和市文蔵２丁目14番６号春光荘
不在者　積田　靜幸
昭和26年５月１日生
平成27年12月25日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第２９１号
本籍埼玉県所沢市元町12番、最後の住所埼玉県所沢市並木８丁目７番地２－1077
不在者　戸矢　　昇
昭和28年９月１日生
平成27年12月25日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

平成２６年（家）第２７８９号
本籍不詳、最後の住所京都市下京区河原町通四条下る順風町313番地
不在者　秋内源右衞門
生年月日不詳
平成27年12月25日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第３６０号
本籍京都市伏見区深草善導寺町12番地９、最後の住所本籍に同じ
不在者　松村　隆志
昭和26年６月５日生
平成27年12月22日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２７年（家）第５２６５号
本籍埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目232番地１、住所東京都品川区勝島１－９－11　浜川荘515
申立人（失踪者）　坂主　耕二
昭和21年６月25日生
平成27年12月23日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第４３２号
本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下山117番地、住所愛知県江南市般若町宮山３番地
申立人（失踪者）　堀田　春美
昭和26年３月20日生
平成27年12月23日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

平成２７年（家）第８２４号
本籍兵庫県神戸市東灘区本庄町２丁目100番地、住所愛知県碧南市六軒町２丁目104番地ステーションペア302
申立人（失踪者）　木村　哲夫
昭和43年10月15日生
平成27年12月25日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

除権決定

平成２７年（ヘ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
盛岡市中央通３丁目17番７号北星ビル３階北奥法律事務所
申立人　破産者葛巻林業株式会社破産管財人　小保内義和
権利の届出の終期　平成27年12月22日
平成27年12月24日　盛岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　宮古市夏屋第８地割53番８
山林　4958平方メートル
⑵登記年月日番号　盛岡地方法務局宮古支局大正７年11月６日第629号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正７年11月６日設定
目的　立木所有
存続期間　大正22年11月まで15年
地上権者　盛岡市東中野第３地割字鉈屋町36番地
中村　徳助

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１９８号
青森市新町１丁目１番23号
債務者　有限会社ＡＧＨ
代表者取締役　坂本　雅彦
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石岡　隆司
４　破産債権の届出期間　平成28年２月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係